



警察の任務の遂行に關する特殊事情を參照し、第一項の規定にかかわらず、国は、都に対し、所要額の一部を補助するものとする。

前二項に規定するもののほか、前条第九号に規定する措置を実施する警察職員の特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び武力攻撃災害等派遣手当については、第一項の規定にかかわらず、国は、都道府県に対し、当該警察職員の人員、勤務の状況等を基準として算出した所要額を補助するものとする。

法第五十六条の四第一項本文の規定による任命を受けた警察官が退職した場合の退職手当については、第一項の規定にかかわらず、国は、都道府県に対し、当該警察官が当該任命の日の前に国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の六第一項の規定により退職したものとするならば国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八百八十二号）の規定により支給されることとなる退職手当の額に相当する額（当該額が当該警察官に対し現に支給される退職手当の額を超える場合にあつては、当該現に支給される退職手当の額）を補助するものとする。

（指定市の指定があつた場合における県公安委員会の組織等に関する特例）

第三条の二 新たに法第三十八条第二項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の指定があつた場合における指定市を包括する県の県公安委員会の委員の数は、当該県公安委員会の法第三十九条第一項たゞし書に規定する委員（次項及び次条において「特定委員」という。）が最初に任命されるまでの間は、法第三十八条第二項の規定にかかわらず、三人とする。

前項に規定する県の県公安委員会の最初に任命される特定委員の任期は、法第四十条第一項本文の規定にかかわらず、二人のうち、一人は二年、一人は三年とする。この場合において、各特定委員の任期は、当該県の知事が当該指定市の市長と協議して定める。

（複数の指定市を包括する道府県の特定委員の任命の方法）

三以上の指定市を包括する道府県における特定委員の任命については、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める指定市の市長が法第三十九条第一項ただし書の規定により推薦した者について行うものとする。この場合において、当該指定市が複数あるときの同項ただし書の規定による推薦は、当該道府県の知事がこれらの指定市の市長と協議して定めた指定市の市長が行うものとする。

一 当該道府県の指定市のうちにその推薦に係る特定委員が任命されたことがない指定市がある場合 当該指定市

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該道府県の指定市のうちその直近の推薦に係る特定委員がその任期を満了し又は欠けることとなつた日が最も古い指定市

三 前項の規定にかかわらず、三以上の指定市を包括する道府県においてそれぞれ異なる指定市の市長の推薦に係る特定委員のうち一人がその任期を満了することとなつたため行う特定委員の任命については、当該任期を満了することとなつた特定委員が再任されることができる場合において、当該特定委員の推薦に係る指定市の市長が法第三十九条第一項ただし書の規定によりその者を推薦したときは、その者について行うものとする。

(警視庁及び道府県警察本部並びに方面本部の内部組織の基準)

**第四条** 法第四十七条第四項に規定する警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準は、別表第一のとおりとする。

法第五十一条第六項に規定する方面本部の内部組織の基準は、別表第一の警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準(同表第二及び第四の基準を除く。)の例による。ただし、部に代えて、これに相当するものとして必要な課を置くものとする。

3 警視庁及び道府県警察本部並びに方面本部の内部組織を定めるに当つては、前二項の基準に従うほか、当該都道府県の知事の直近下位の内部組織又は直近下位以外の内部組織との権衡を考慮するものとする。

**第五条** 法第五十三条第四項に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域の基準は、次のとおりとする。

一 警察署の名称は、都にあつては警視庁、府県にあつては当該府県、道にあつては道及び警察署の名称等の基準

方面的呼称を冠し、その下に管轄区域内の主要な一の市区町村の名称を冠すること。ただし、管轄区域内に二以上の重要な市区町村があり、そのいずれか一方の名称により難い場合その他一の市区町村の名称を冠することが適当でない特別の事情がある場合には、その市区町村の名称に代えて、その管轄区域の属する郡若しくは部落の名称を冠し、又は市区町村の名称の下にさらに方位を示す呼称を冠する等の方法によるることを妨げない。

二 警察署の位置は、管轄区域内の住民の利用に最も便利であるように、他の官公署との連絡、交通、通信、通信その他の事情を参しやくして決定すること。

三 警察署の管轄区域は、警察の任務を能率的に遂行することができるよう、人口、他の官公署の管轄区域、交通、地理その他の事情を参しやくして決定すること。

(地方警務官の定員)

**第六条** 法第五十七条第一項に規定する地方警務官の定員は、都道府県を通じて六百三十三人とする。

(地方警察職員の定員の基準)

**第七条** 法第五十七条第二項に規定する地方警務職員たる警察官の定員及びその階級別定員の基準は、それぞれ表第二及び別表第三のとおりとする。

(都道府県の境界からの距離)

**第七条の二** 法第六十条の二の政令で定める距離は、十五キロメートルとする。ただし、次の各号に掲げる区域にあつては、それぞれ当該各号により定める距離とする。

一 境界に係るトンネル内の区域で当該トンネルの出入口が境界から十五キロメートルまでの区域以外の場所に在るもの 当該トンネルの出入口までの距離

二 境界に係る自動車道(高速自動車国道及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十二条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下この号において同じ)上の区域で、境界から自動車道上の距離が最も短い地点に在る出口(当該自動車道と自動車道以外の道路(道路法第二条第一項に規定する道路をいう。)が連結する部分をいう。)までのもの(以下この号において「特定区域」という。)のうち、境界からの距離が十五キロメートルを超える部分があるもの 当該特定区域のうち境界からの距離が最も長い地点までの距離

冬服	冬帽子	合帽子	合活动帽子	冬帽子	品目	員数	使用期間
一着	一個	一個	一個	一個	一個	十六月	十六月
十二月	十六月	十六月	十六月	十六月			





日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。本金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

1 1 この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。  
附 則（昭和三九年三月三日政令第五  
九号）抄 する。  
この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。  
附 則（昭和四〇年三月二九日政令第五  
二号）抄

この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則（昭和四六年一月二四日政令第  
三四八号）抄**  
この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和四十六年十二月一日）から施行する。

3	昭和五十六年三月三十日までの間は、都警察、道警察、大阪府警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は	人員	一、〇〇〇人以下の人員	一、〇〇〇人以上二、〇〇〇人以下の人員	一、〇〇〇人以上三、〇〇〇人以下の人員	一、〇〇〇人以上四、〇〇〇人以下の人員
		人員	〇〇〇人以下の人員	〇〇〇人以下の人員	〇〇〇人以下の人員	〇〇〇人以下の人員
		三、〇〇一人以上の	二、〇〇一人以上の	二、〇〇一人以上の	二、〇〇一人以上の	二、〇〇一人以上の
		の一四	の一五	の一六	の一七	の一八
		〇〇〇分	〇〇〇分	〇〇〇分	〇〇〇分	〇〇〇分
		の三一	の三二	の三三	の三四	の三五

人員	一、〇〇〇人以下の の三分の七六	一、〇〇〇人以下の の三分の四四二
	〇〇〇人以下の の三分の四六	〇〇〇人以下の の三分の四八五
人員	二、〇〇一人以上三、 〇〇〇人以下の人員 の二四	二、〇〇一人以上三、 〇〇〇人以下の人員 の二四
	〇〇〇人以下の の二五	〇〇〇人以下の の二五
人員	三、〇〇一人以上の の三四	一、〇〇〇人以下の の三二
	〇〇〇人以下の の三四	一、〇〇〇人以下の の三一
3 昭和五十六年三月三十日までの間は、都警察 察、道警察、大阪府警察、神奈川県警察、愛知県警 察、兵庫県警察及び福岡県警察における地 方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、 新令別表第二第二号の規定にかかわらず、次の 表の都道府県欄に掲げる区分に応じ、都警察 道警察、大阪府警察、神奈川県警察、愛知県警 察、兵庫県警察及び福岡県警察の地方警察職員たる警察官の定員について、同表の階級別欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た人員とす	一、〇〇一人以上二、 〇〇〇人以下の人員 の二四	

東京都及び大阪府	北海道	都道府県	階級別	警視	3 昭和五十六年三月三十一日までの間は、都警察、道警察、大阪府警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、新令別表第二第二号の規定にかかわらず、次の表の都道府県欄に掲げる区分に応じ、都警察、道警察、大阪府警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察の地方警察職員たる警察官の定員について、同表の階級別欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た人員とする。	一、〇〇〇人以下の人員	一、〇〇〇人以下二、〇〇〇人以下の人员	一、〇〇〇人以上三、〇〇〇人以下の人员	一、〇〇〇人以上二、〇〇〇人以下の人员	一、〇〇〇人以上三、〇〇〇人以下の人员
						〇〇〇人以上上の人员	〇〇〇人以上二、〇〇〇人以下の人员	〇〇〇人以上三、〇〇〇人以下の人员	〇〇〇人以上二、〇〇〇人以下の人员	〇〇〇人以上三、〇〇〇人以下の人员
の一八 〇〇〇分	の三九 〇〇〇分	の三二 〇〇〇分	の一、〇〇〇〇分	の五三 〇〇〇分	一、〇〇〇〇分	一、〇〇〇〇分	一、〇〇〇〇分	一、〇〇〇〇分	一、〇〇〇〇分	一、〇〇〇〇分
						〇〇〇〇分	〇〇〇〇分	〇〇〇〇分	〇〇〇〇分	〇〇〇〇分

人員		一、〇〇〇人以下の人員		二、〇〇一人以上三、〇〇〇人以下の人員		二、〇〇一人以上三、〇〇〇人以下の人員		二、〇〇一人以上三、〇〇〇人以下の人員		二、〇〇一人以上三、〇〇〇人以下の人員	
都道府県	階級別	警視	警部	警部補(巡査)	部長を含む。	警視	警部	警部補(巡査)	部長を含む。	警視	警部
東京都及び大阪府	北海道	の〇〇分の三九	一〇〇〇分の五三	一〇〇〇分の四六二	一〇〇〇分の四八九	一〇〇〇分の四六二	一〇〇〇分の四八九	一〇〇〇分の四六二	一〇〇〇分の四八九	一〇〇〇分の四六二	一〇〇〇分の四八九
神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県	の一〇〇〇分の四八九	一〇〇〇分の三九	一〇〇〇分の五三	一〇〇〇分の四六二	一〇〇〇分の四八九	一〇〇〇分の三九	一〇〇〇分の五三	一〇〇〇分の四六二	一〇〇〇分の四八九	一〇〇〇分の三九	一〇〇〇分の五三
3 昭和五十六年三月三十一日までの間は、都警察、道警察、大阪府警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は新令別表第二(第二号)の規定にかかるわらず、次の表の都道府県欄に掲げる区分に応じ、都警察、大阪府警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察の地方警察職員たる警察官の定員について、同表の階級別欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た人員とする。	の一四〇〇分の三二	の一四〇〇分の三一	の一四〇〇分の三〇	の一四〇〇分の二九	の一四〇〇分の二八	の一四〇〇分の二七	の一四〇〇分の二六	の一四〇〇分の二五	の一四〇〇分の二四	の一四〇〇分の二三	の一四〇〇分の二二

級別	階級別
警視	警部
む。)	査部長を含 警部補 (巡







宮崎県	一、〇〇九人
鹿児島県	三、〇〇六人
沖縄県	二、七四六人

別表第三（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準

一、府県警察（大阪府警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察を除く。）における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、当該府県警察の地方警察職員たる警察官の定員を次の表に掲げる各級に区分し、各区区分ごとの人員に順次同表の階級欄に掲げる割合を乗じて得た人員を階級別ごとに合計した人員とする。

都道府県	階級別	人員	一、〇〇〇人以下の人員	一、〇〇〇人以上二、〇〇〇人以下の人員	二、〇〇一人以上三、〇〇〇人以下の人員	三、〇〇一人以上の人員	級別	階級別
							警視	警部
都道府県	警視	の一九分の四七	の〇〇一、〇〇〇分の四八	の〇〇一、〇〇〇分の二二分の四八	の〇〇一、〇〇〇分の二二分の四八	の〇〇一、〇〇〇分の二二分の四八	の〇〇一、〇〇〇分の二二分の四八	の〇〇一、〇〇〇分の二二分の四八
都道府県	警部	む。)	の一九分の六一三〇	の〇〇一、〇〇〇分の六一三〇	の〇〇一、〇〇〇分の六一三〇	の〇〇一、〇〇〇分の六一三〇	の〇〇一、〇〇〇分の六一三〇	の〇〇一、〇〇〇分の六一三〇
都道府県	査部長を含む。)	る。	二、都警察、道警察、大阪府警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、次の表の都道府県欄に掲げる区分に応じ、都警察、道警察、大阪府警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察の地方警察職員たる警察官の定員について、同表の階級別欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た人員とす	一、〇〇〇人以下の人員	一、〇〇〇人以上二、〇〇〇人以下の人員	二、〇〇一人以上三、〇〇〇人以下の人員	三、〇〇一人以上の人員	一、〇〇〇人以下の人員

北海道	埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県	東京都及び大阪府
の四五〇	の二五〇	の四五〇
の四五〇	の五九〇	の五九〇
の五七六〇	の五九八〇	の五九八〇